

産業廃棄物処理計画書

2023年6月28日

寝屋川市長 殿

住所 寝屋川市仁和寺本町4-19-7

提出者

氏名 本荘ケミカル株式会社

代表取締役会長 本荘 菜穂子

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 072-827-3621



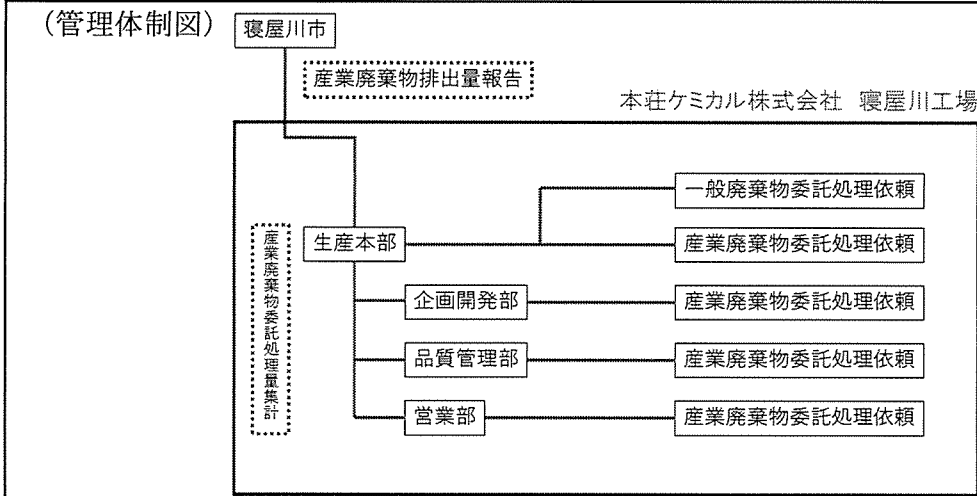
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	本荘ケミカル株式会社
事業場の所在地	寝屋川市仁和寺本町4-19-7
計画期間	2023年4月1日 ～ 2024年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	16:化学工業
② 事業の規模	前年度年間生産量 601 t
③ 従業員数	85名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	①産業廃棄物運搬業者に産業廃棄物の運搬を依頼 ②運搬業者が産業廃棄物を回収 ③運搬業者にて産業廃棄物を処分業者へ運送 ④処分業者は産業廃棄物を受け入れ、各処分業者との契約内容により、指定された方法にて処分を実施

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	廃プラスチック
	排出量	1945.498 t	36.862 t
	(これまでに実施した取組) ・有機性汚泥として排出する前の溶液を工場内で複数回再利用し、有機性汚泥の排出頻度を抑えた。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	廃プラスチック
	排出量	2800 t	30 t
	(今後実施する予定の取組) ・有機性汚泥の有価物化の方法を検討している。 ・有機性汚泥を水に溶かし、工場排水として流せるように処理が出来るかを検討している。 ※2021年度有機汚泥実績値2938.232tを下回ったため目標は維持とする。下回った要因は生産量が減ったためである。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・一般廃棄物置場と産業廃棄物置場を分けている。 ・産業廃棄物置場内でも廃プラスチックや木屑等の置場を区分している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・一般廃棄物置場と産業廃棄物置場を分けている。 ・産業廃棄物置場内でも廃プラスチックや木屑等の置場を区分している。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

ガラスくず等	木くず	廃油（廃溶剤）	汚泥
4.500 t	4.675 t	0.002 t	4.890 t

②計画

ガラスくず等	木くず	廃油（廃溶剤）	汚泥
1.5 t	4.4 t	0.4 t	10 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

がれき類	無機性汚泥	安定型混合廃棄物	廃酸
3.700 t	0.009 t	1.500 t	1.431 t

②計画

がれき類			
4.0 t	t	t	t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

金属くず			
1.363 t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 2022 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	廃プラスチック
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 未実施		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	廃プラスチック
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 2022 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	廃プラスチック
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	廃プラスチック
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) 特になし			

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

ガラスくず等	木くず	廃油（廃溶剤）	汚泥
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

ガラスくず等	木くず	廃油（廃溶剤）	汚泥
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

ガラスくず等	木くず	廃油（廃溶剤）	汚泥
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

ガラスくず等	木くず	廃油（廃溶剤）	汚泥
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

がれき類	無機性汚泥	安定型混合廃棄物	廃酸
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

がれき類			
0 t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

がれき類	無機性汚泥	安定型混合廃棄物	廃酸
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

がれき類			
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

金属くず			
0 t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

金属くず			
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 2022 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	廃プラスチック
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 未実施		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	廃プラスチック
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 2022 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	廃プラスチック
	全処理委託量	1945.498 t	36.862 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) 産業廃棄物の収集運搬及び処理の許可証を、定期的に確認し、有効期限が近いものについては、委託業者に問い合わせた上で更新している。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

ガラスくず等	木くず	廃油（廃溶剤）	汚泥
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

ガラスくず等	木くず	廃油（廃溶剤）	汚泥
0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

ガラスくず等	木くず	廃油（廃溶剤）	汚泥
4.5 t	4.675 t	0.002 t	4.89 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

がれき類	無機性汚泥	安定型混合廃棄物	廃酸
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

がれき類			
0 t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

がれき類	無機性汚泥	安定型混合廃棄物	廃酸
3.7 t	0.009 t	1.5 t	1.431 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

金属くず			
0 t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

金属くず			
1.363	t	t	t
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	有機性汚泥	廃プラスチック
	全処理委託量	2800 t	30 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機性汚泥の有価物化の方法を検討している。 ・有機性汚泥を水に溶かし、工場排水として流せるように処理が出来るかを検討している。 <p>※2021年度有機汚泥実績値2938.232tを下回ったため目標は維持とする。下回った要因は生産量が減ったためである。</p>		
※事務処理欄			

②計画

ガラスくず等	木くず	廃油 (廃溶剤)	汚泥
1.5 t	4.4 t	0.4 t	10 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

がれき類
4 t
0 t
0 t
0 t
0 t

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は、記入しないこと。